

○飯山市生涯学習出前講座実施要綱

平成 11 年 6 月 25 日教育委員会告示第 8 号

改正

平成 17 年 3 月 28 日教委告示第 5 号

平成 19 年 3 月 28 日教委告示第 6 号

平成 27 年 3 月 31 日教委告示第 11 号

飯山市生涯学習出前講座実施要綱

(目的)

第 1 条 市民又は市内の団体・グループが主催する集会等に市職員又は市民ボランティア等が講師として出向き、市政の説明、専門知識、特技等を提供する講座等を実施することにより、市民の市政に関する理解を深めるとともに、生涯学習の機会の充実及び意識の啓発を図り、もって市民の生涯学習を推進することを目的とする。

(名称)

第 2 条 この講座を飯山市生涯学習出前講座（以下「講座」という。）と称する。

(対象)

第 3 条 この講座を受講できるものは、原則として市内に在住、在勤又は在学する 5 人以上で構成されたものとする。

(内容)

第 4 条 この講座の内容は別に定める。

(開催時間及び開催場所)

第5条 この講座の開催は平日を原則とし、開催時間は午前9時から午後9時までのうち90分以内とする。

2 開催場所は申込者が設営するものとし、市内に限るものとする。

(申込)

第6条 この講座を開催しようとするものは、開催しようとする日の14日前までに、飯山市生涯学習出前講座申込書(様式第1号)を飯山市生涯学習推進本部長(以下「本部長」という。)に提出するものとする。

(決定)

第7条 本部長は、前条の規定による講座の開催の申込みがあったときは、内容、日時等について担当課等と調整の上、講師派遣の可否を決定し、飯山市生涯学習出前講座講師派遣承諾書(様式第2号)により申込者に通知するものとする。

(派遣制限)

第8条 本部長は、申込者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、講師派遣をしない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれのあるとき。
- (2) 政治、宗教又は営利を目的とした催し等に利用するおそれがあるとき。
- (3) 講座の本来の目的に反するおそれがあるとき。

(開催経費)

第9条 この講座の市職員派遣に要する経費は無料とする。ただし、会場費、原材料費、市民ボランティアの交通費等は、申込者において負担するものとする。

(実施報告)

第 10 条 派遣された職員等は、講座実施後 14 日以内に飯山市生涯学習出前講座実施報告書（様式第 3 号）を本部長に提出しなければならない。

(所管)

第 11 条 この講座に関する総括及び受付調整事務は教育委員会事務局文化振興部市民学習支援課が行い、資料作成など講師派遣に伴う準備はそれぞれの講座を直接担当する担当課等が行うものとする。

(補則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 11 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 28 日教委告示第 5 号）

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 28 日教委告示第 6 号）

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日教委告示第 11 号）

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(様式第 1 号) (第 6 条関係)